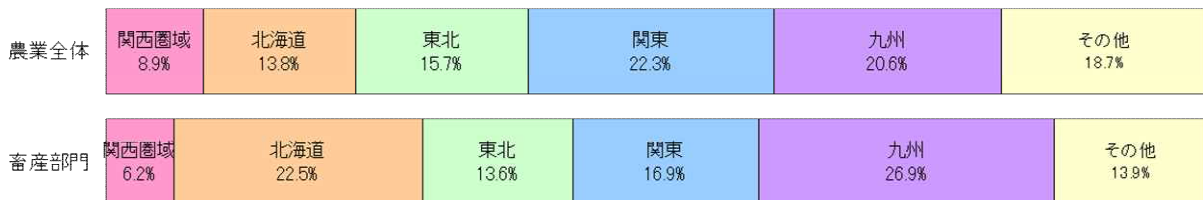


特定家畜伝染病の発生・まん延から、関西の畜産業を守り、経済への影響を軽減するため、構成府県・連携県が家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）及び特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）に基づき防疫措置を円滑に実施できるよう、広域連合が、関西圏域における防疫措置に伴う関連業務、付随業務にかかる応援・受援の広域調整を実施するための方針を取りまとめ、平成 26 年 6 月にプランを策定した。

その後、平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生した豚熱への対応や、家伝法、指針の改正等を踏まえ、家畜伝染病対策の強化を図るため令和 3 年 2 月にプランの改訂を行った。

1 関西圏域の畜産業

全国の平成30年度農業産出額（9兆1,283億円）に占める関西圏域のシェアは、8.9%（8,093億円）であり、畜産部門に占める関西圏域のシェアは、全国（3兆2,589億円）の6.2%（2,015億円）である（関西地域の家畜の飼養状況は別紙1のとおり）。



※関西圏：広域連合構成府県・連携県（2府8県）の合計
 （資料：令和 2 年 1 月 農林水産統計「平成 30 年 農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）」より）

2 関西圏域における特定家畜伝染病の発生状況

高病原性鳥インフルエンザについては、平成 16 年 1 月に国内で 79 年ぶりに発生し、関西圏域でも同年 2 月に京都府で発生。その後、関西圏では平成 22 年度に発生し、令和 2 年度には、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県及び徳島県で発生したほか、大阪府、奈良県では圏外の発生農場の関連農場として防疫措置を実施した。

豚熱については、平成 30 年 9 月に国内で 26 年ぶりに発生し、関西圏においても、三重県、福井県、和歌山県で発生したほか、滋賀県、大阪府では関西圏外の発生農場の関連農場として防疫措置を行った。

なお、関西圏域では口蹄疫は発生していない。

3 発生・まん延への備え

（1）発生時に備えた準備

① 早期通報体制等の整備

初動防疫を円滑に実施するため、異常家畜発生段階での発生府県からの早期通報体制等の整備（近畿農政局ルートと広域連合ルートで多重化を図る）

② 初動防疫に必要な農家情報等の収集・共有

・初動防疫に必要な農場の所在地、畜種、飼養頭羽数、焼埋却地等の確保状況

等の情報を把握

- ・家畜防疫マップシステムを活用して、想定される搬出制限区域の農家情報や飼料・資材の搬送ルートの情報共有

③ 初動防疫に必要な人員等の確保

構成府県・連携県が家伝法及び指針に基づき人員・資材等の確保を行うのに合わせて、広域連合では、発生時の関西圏域における迅速な初動防疫のため、家畜防疫員の派遣及び防疫資材の融通に備えた情報を共有する（近畿農政局に登録のうえ広域連合と構成団体が共有、毎年度更新）。

④ 事業者との連携の強化

令和2年の家伝法改正により関連事業者による病原体の拡散防止措置等の役割が規定されたことも踏まえ、構成府県・連携県及び広域連合は、特殊自動車・操縦者の確保に向けた事業者との連携を推進する。

(2) 家畜の所有者に対する指導・助言等

構成府県・連携県は、家伝法及び指針に基づき、以下の事項を実施する。

- ① 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、家伝法に基づく飼養衛生管理基準を遵守させるための指導・助言（令和2年の家伝改正により、府県の使用管理指導等計画策定、罰則の新設など指導・助言等を強化）
- ② 家畜伝染病の海外における最新の発生状況等の周知
- ③ 家畜の所有者の焼埋却地の事前確保が十分でない場合の利用可能公有地の決定等

(3) 畜産関係者への海外渡航に関する指導

構成府県・連携県は、特定家畜伝染病の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請するとともに、仮に渡航する場合の留意事項を指導する。アフリカ豚熱の国内への侵入脅威の高まりを受け、令和2年の家伝改正により、家畜防疫官の権限の強化等が行われた。

(4) 食品残さの適切な処理

豚熱において、食品残さを介した感染が見られることから、構成府県・連携県は、家畜の所有者に対し食品残さの適正な取扱いを指導するとともに、広域連合とともに、公園等の利用者に対しごみの放置禁止等を啓発する。

(5) 広域防疫訓練、派遣要員の安全研修の実施

4 発生・まん延時の対応

(1) 段階的な対応体制の整備

特定家畜伝染病発生時には、発生状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移すため、広域連合では、被害の状況等に応じて段階的な対応体制を整備する。

- ① 特定家畜伝染病警戒本部（国内で特定家畜伝染病が発生したとき又は農林水産省若しくは都道府県の対策本部が設置されたとき）
- ② 特定家畜伝染病対策本部（広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合）

(2) 野生動物関連の発生予防対策

平成 30 年に発生した豚熱は野生いのししを介して感染拡大したことから、野生動物関連の対策を強化。また、野生いのしし・豚の感染広域の段階的拡大にあわせ、フェーズごとに構成府県・広域連合等の対応内容を「フェーズ表」(別紙 2) に整理して関西圏で連携した対策を実施する。

- ・野生動物の調査
- ・野生いのししの捕獲の強化及びウイルスの浸潤状況の確認
- ・野生いのししへの経口ワクチンの散布
- ・豚熱の予防的ワクチンの接種

(3) まん延防止対策

構成府県・連携県は、家伝法・指針に基づき、国、広域連合、市町村、関係機関と連携し、次のまん延防止対策を円滑に実施し、家畜伝染病のまん延防止に努める。

野生動物において口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の要請が判明した際にも、家畜において患畜・疑似患畜が発生した場合に準じて防疫措置等を実施する。

広域連合は、通行の制限、家畜等の移動の制限、消毒ポイントの設置等に係る情報共有等を行う。

発生農場での措置	発生農場周辺での措置
<ul style="list-style-type: none">・と殺・死体の処理・汚染物品の処理・畜舎等の消毒	<ul style="list-style-type: none">・予防的殺処分(令和2年の家伝改正により、口蹄疫に加えアフリカ豚熱が対象疾病に追加)・通行の制限・家畜等の移動の制限・消毒ポイントの設置・ウイルスの浸潤状況の確認・移動制限区域内の周辺農場への調査

① 人員・資材の応援・受援

ア 初動防疫に必要な家畜防疫員の派遣・防疫資材等の融通

発生初期の迅速な初動防疫に資するため、近畿ブロック等口蹄疫対策協議会が取り交わした合意事項を継承し、初動に不足する家畜防疫員の派遣と防疫資材の融通を行う。ただし、この制度によっても家畜防疫員等の確保が困難な場合は、発生府県は、指針に基づき、動物衛生課と協議する。

関西圏域における家畜防疫員の初動派遣制度

【趣旨】 発生初期の初動防疫を迅速に行うために、構成府県・連携県は、あらかじめ近畿農政局に登録する家畜防疫員を速やかに派遣する。

【対象】 全構成府県・連携県(10府県)

【派遣可能人数】 18名(ただし、発生府県の隣接府県は派遣不可)

イ 家畜防疫員以外の人員の派遣等

広域連合は、家畜防疫員だけでは賄いきれない業務に対応するため、発生府

県から要請により、家畜防疫員以外の職員の派遣調整を行うとともに、防疫資材以外の物資の融通について調整する。

② 風評被害対策

流通段階で排除されれば、消費者の選択に関わらず排除の影響が大きいため、広域連合は構成府県・連携県及び近畿農政局と連携し、流通業界向けの対策に重点を置きつつ、正確な情報発信により、次の対策を実施する。

- ・ 畜産物流通業界等向けの適正取引の要請
- ・ 公的機関や学校給食での畜産物の利用促進
- ・ 啓発資材による広報
- ・ 畜産物消費拡大イベントの開催
- ・ 風評被害調査

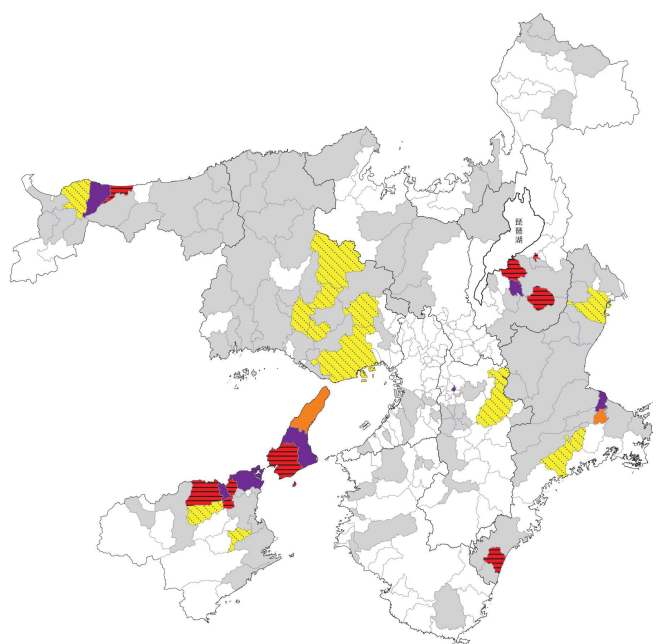
(別紙1) 関西圏域の飼養状況

(別紙2) 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策表 (フェーズ表)

(別紙3) プラン改訂概要 (令和3年2月)

(別紙1) 関西圏域の飼養状況

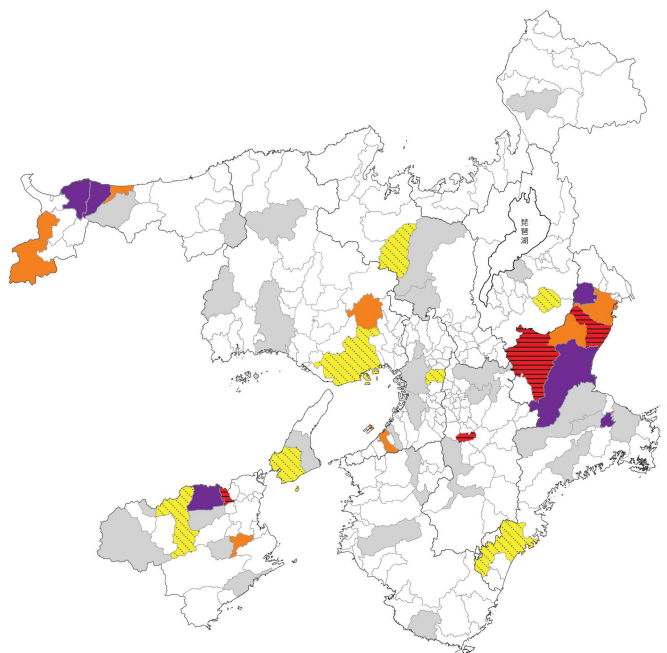
1 牛の飼養密度



(凡例)	頭/km ²
	0～
	1～
	10～
	20～
	30～
	40～

※ 三重県南勢地域、滋賀県東近江地域、兵庫県淡路島、鳥取県中部・西部地域、徳島県東部・中央部地域などの飼養密度が比較的高く、40 頭/km²を超えている市町村がある。

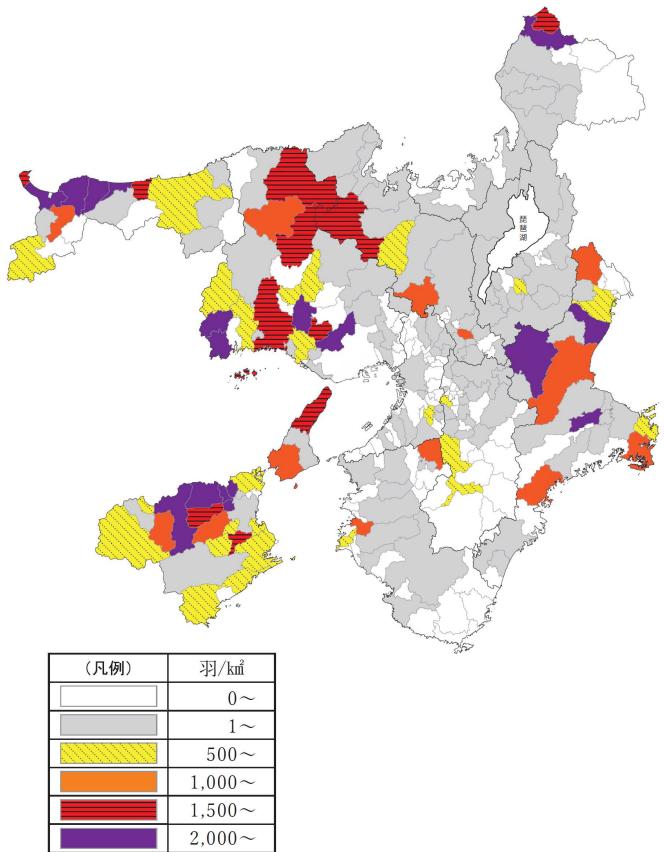
2 豚・いのししの飼養密度



(凡例)	頭/km ²
	0～
	1～
	10～
	20～
	30～
	40～

※ 三重県北勢・中勢地域、鳥取県中部・西部地域、徳島県中央部地域などの飼養密度が比較的高く、40 頭/km²を超えている市町村がある。

3 鶏の飼養密度



※ 福井県坂井地域、三重県北勢・中勢地域、兵庫県北播磨・西播磨地域、鳥取県中部・西部地域、徳島県東部・中央部・西部地域などの飼養密度が比較的高く、2,000羽/k m²を超えている市町村がある。

(別紙2) 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策表

	フェーズ	当該府県	市町村	発生府県	関西広域連合	国	
野生いのしし	I	隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生 1 飼育施設への情報提供と注意喚起 2 死亡した野生いのししの検査	情報共有、飼育施設への注意喚起	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染確認地点から10km圏内の飼育施設の移動禁止(ワクチン接種地域は除く) (3) 同圏内の飼育施設の監視強化(10km圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等) (4) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (7) 感染確認地点から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (2) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (3) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (4) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化	1 構成団体間での情報共有(構成団体連絡会議) 2 必要な措置の国への要請	1 発生府県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化 2 発生府県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請 3 石灰散布による緊急農場消毒を推進 4 飼育施設における防護柵の設置を推進 5 発生府県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請
	II	隣接府県で発生 1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (2) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (3) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (4) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力
	III	当該府県で発生(感染が確認された地点から10km圏内にかかる隣接府県を含む) 1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染確認地点から10km圏内の飼育施設の移動禁止(ワクチン接種地域は除く) (3) 同圏内の飼育施設の監視強化(10km圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等) (4) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (7) 感染確認地点から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力
豚	I	隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生 1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設への情報提供と注意喚起 (2) 要請に基づき、家畜防疫員の派遣 (3) 備蓄資材の融通	情報共有、飼育施設への注意喚起	1 対策本部の設置 2 対策 (1) 移動禁止(ワクチン接種地域は除く)、飼育施設検査(当該農場を含む3km圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請 (4) 殺処分 <u>原則24時間以内</u> (5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理 (6) 埋却・第1回消毒 <u>原則72時間以内</u> (7) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (10) 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 警戒本部の設置 2 対策本部の設置(広域応援が必要な場合) 3 対策 (1) 構成団体間での情報共有 (2) 早期通報体制等の整備 (3) 相互応援 ①防疫資材以外の物資 ②防疫員以外の作業従事者 (4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼 (5) 風評被害対策 4 必要な措置の国への要請	1 精密検査(PCR検査、遺伝子解析等) 2 農林水産省対策本部の設置 3 報道機関への公表 4 発生府県に対して、 (1) 連絡要員や専門家チームの派遣 (2) 緊急支援チーム(動物検疫所等)の派遣 (3) 防疫資材の譲与・貸与 (4) 家畜防疫員の派遣調整 (5) 防疫資材の融通調整 5 風評被害調査の実施	
	II	隣接府県で発生 1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (3) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (4) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (5) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力
	III	当該府県で発生 1 対策本部の設置 2 対策 (1) 移動禁止(ワクチン接種地域は除く)、飼育施設検査(当該農場を含む3km圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請 (4) 殺処分 <u>原則24時間以内</u> (5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理 (6) 埋却・第1回消毒 <u>原則72時間以内</u> (7) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (10) 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力	【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力	【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力	【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力	【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力

※家畜および家畜伝染病、野生動物の特性、国の対策等によって内容を変更

(別紙3) プラン改訂概要 (令和3年2月)

1. 改訂の背景・趣旨

- (1) 平成30年に国内で26年ぶりに発生した豚熱において、野生いのししを介して感染が拡大したことを踏まえ、野生動物の捕獲の強化、経口ワクチンの散布など、関西圏域における野生動物関連の対策を強化
- (2) アフリカ豚熱の侵入脅威の高まりから、予防的殺処分の対象疾病に追加されたことも踏まえ、関西圏域における対策を強化
- (3) その他、令和2年に改正された家畜伝染病予防法(以下「家伝法」)、特定家畜伝染病防疫指針を踏まえ、関西圏域においても事業者との連携や、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導等を強化

2. 主な改訂内容

(1) 対象疾病、プラン名称等の変更

- ① 計画対象疾病に豚熱、アフリカ豚熱を加え、プラン名称「感染症対策編(鳥インフルエンザ・口蹄疫等)」を包括的に「感染症対策編(家畜伝染病)」に変更
- ② 法令上の疾病名称の変更を反映(豚コレラ→豚熱、アフリカ豚コレラ→アフリカ豚熱)

(2) 事業者の役割と連携

- ① 新たに家伝法に規定された関連事業者の役割の記載【I-6(5) p8】
 - ・飼料業者など関連事業者による、倉庫や車両の消毒など病原体の拡散防止措置
 - ・農林水産省、府県、市町村が行う発生予防及びまん延防止のための措置への協力
- ② 特殊自動車・操縦者の確保に向けた事業者との連携の推進【II-4(2)③ p23】
 - ・円滑かつ的確な防疫作業に向け、構成府県・連携県は、平時から重機・フォークリフト等の特殊自動車・操縦者の調達先の確認、及び調達先事業者等との協力協定の締結を推進
 - ・広域連合は、関係事業者・団体との既存の協力協定が家畜防疫にも円滑に機能するよう事業者等と調整

(3) 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

農場における飼養衛生管理を徹底するため、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充に基づき、家畜の所有者に対する指導・助言等を強化【II-5 p23、III-第3-12 p42】

- ① 衛生管理区域に入る者、汚染された畜舎・倉庫等から出る者のみに課されていた消毒義務について、いずれの場合も出入りする者両方に義務づけ
- ② 家畜の所有者に、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理責任者の選任を義務づけ
- ③ 飼養衛生管理指導等指針(農林水産省)に基づき、府県は飼養衛生管理指導等計画を策定
- ④ 知事は、まん延防止措置として家畜所有者に対して指導・助言を経ずに緊急に勧告・命令
- ⑤ 命令違反者に対する公表措置及び罰則の新設等

※令和2年3月改正の飼養衛生管理基準では、野生動物侵入防護柵の設置や、^{エコファット}加熱の厳格化等が追加

(4) 予防的殺処分への対応

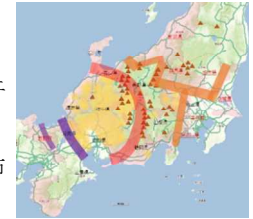
- ・アフリカ豚熱は、高致死率で有効なワクチンが存在しないことから、今般の家伝法改正により、従来口蹄疫にのみ認められていた予防的殺処分の対象疾病に追加。野生動物で感染が確認され、家畜に伝染するおそれがある場合も対象
- ・予防的殺処分は未感染の家畜も含めた殺処分であることから、真に他の手段がない場合等の措置として、農林水産省が実施を決定し、発生府県が緊急防疫指針に基づき実施
- ・と殺の場合に準じ、構成府県・連携県及び近畿農政局は家畜防疫員の派遣など必要な応援調整、広域連合は家畜防疫員以外の派遣などの応援調整を実施【III-第3-5 p35】

(5) 野生動物関連対策の強化

今般の豚熱は野生いのししを介して感染拡大したことから野生動物関連の対策を強化

- ① 野生動物関連の発生予防対策【III-第2各項目 p29-30】
 - 構成府県・連携県は、関係団体等と連携し、野生動物関連の発生予防対策を実施

- ア 野生動物の調査
 - 平時から野生動物における感染状況の調査を実施
 - イ 野生いのししの捕獲の強化及びウイルスの浸潤状況の確認
 - 野生いのししの感染が見られた周辺地域等では「捕獲重点エリア」を設定して捕獲を強化し、感染状況等の調査を推進
 - ウ 野生いのししへの経口ワクチンの散布
 - ウイルスの拡散を防止するため、野生いのししに経口ワクチンを散布
 - R1.9月以降広域的な散布エリアを構築
 - エ 豚熱の予防的ワクチンの接種
 - 「ワクチン接種推奨地域」において、飼養豚に対する予防的ワクチンの接種を実施
- 広域連合は上記の実施状況等について構成府県・連携県に情報共有



野生いのししに対する経口ワクチン散布エリア(R1)

- ② 野生動物に対するまん延防止対策【III-第3各項目 p33-43】
 - 野生動物において口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性が判明した際に、家畜において患者・疑似患者が発生した場合に準じて防疫措置等を実施

項目	発生府県の対応	広域連合の対応
感染の疑いの判明時の対応	農林水産省への報告、野生動物が確認された地点の消毒、周辺農場の確認及び防疫措置を実施するための準備開始、半径10km以内の移動自粛等の指導、関係市町村、隣接府県、広域連合への連絡等	構成府県・連携県への情報共有
病性判定時の対応	患者等発生時に準じ、情報連絡、体制整備、報道機関への公表 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性判定の場合、対策本部を設置	警戒本部、対策本部の設置
予防的殺処分(口蹄疫・アフリカ豚熱)	農林水産省の防疫指針に基づき、と殺に準じて実施(構成府県等は発生府県の要請に基づき家畜防疫員を派遣)	家畜防疫員以外の派遣、防疫資材以外の物資融通
通行の制限	野生動物の確保地点または近隣の農場周辺の通行制限を実施	情報共有
移動の制限	野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において移動制限区域を設定(豚熱ワクチン接種地域を除く)	情報共有
消毒ポイントの設置	野生動物が確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界等に消毒ポイントを設置	情報共有、広域交通拠点等の消毒徹底依頼
風評被害対策	野生いのししのように、その肉が商業利用されている場合には、家畜の場合と同様に風評被害対策を実施	関西圏域での統一的な情報発信

- ③ 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策【III-第2-5 p30-32】
 - 野生いのしし・豚の感染区域の段階的拡大にあわせ、フェーズごとに構成府県・広域連合等の対応内容を整理した「フェーズ表」(別紙)を作成し、関西圏で連携した対策を実施

(6) その他

- ・関西圏域の飼養状況について、新たに牛・豚等・鶏の家畜種別、市町村単位により、飼養密度図を更新【I-9 p16-18】
- ・畜産物の輸出入検疫の強化(家畜防疫官の権限強化等)【II-7参考 p24】
- ・食品残さの適切な処理(不特定多数が出入りする公園等でのごみ放置禁止等について広域連合においても啓発を実施)【II-9 p25】
- ・令和2年11月の高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、発生状況を更新するとともに、野鳥で感染が確認された場合の対応を追記【III-第3-1 p34】